平成２７年（フ）第１３４号
静岡県富士市松岡64番地の13コーポラス望月101号、前住所静岡県富士市中之郷171番地の１
破産者　尾崎喜一郎
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１４４号
静岡県富士宮市小泉1959番地の１　ロイヤルヒル小泉Ａ－205
破産者　塩川由加里
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１１８号
静岡県袋井市広岡3019番地
破産者　鈴木小代子
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３９４号
静岡県磐田市国府台37番地22
破産者　天野　秀雄
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３９５号
静岡県磐田市国府台37番地22
破産者　天野　松代
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
兵庫県小野市北丘町160番地の１
破産者　松井真紀子
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１５号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下里841番地２　楠本アパート
破産者　越水　達哉
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第６０号
鳥取県米子市河崎1540番地２
破産者　眞山　宗茂
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第９０号
徳島県小松島市小松島町字南開60番地の２　ボヌールＡ101号室、旧住所岡山県岡山市北区伊島町３丁目６番８号　シティハイムＭＯＲＩ101号室
破産者　髙崎　公祐
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３６号
愛媛県東温市田窪2088番地５
破産者　永井　清香
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９０号
広島市西区井口台４丁目８番21号、破産開始決定時の住所高知市神田106番地
破産者　松浦　茂樹
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７９号
高知市介良乙3225番地19　渡辺コーポ３Ｆ西
破産者　片岡　正光
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６４号
熊本県荒尾市野原1087番地、開始決定時の住所福岡県大牟田市栄町１丁目４番地１
破産者　眞瀬　康博
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第９５号
長崎県諫早市永昌町３番15―303号　コスモハイツ、前住所長崎県諫早市幸町50番23号　コーポたぶち３号
破産者　清水　優子
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
神奈川県横浜市泉区和泉町3731番地、申立時の住所熊本県阿蘇市一の宮町三野2305番地１
破産者　森川奈保子
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
熊本県阿蘇市小野田1409番地１
破産者　麻生　政利
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第２５９号
千葉県市原市潤井戸2293番地１
破産者　中村産業株式会社
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４８５号
千葉県市原市馬立2039番地８
破産者　降矢　正秋
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１９０号
宮城県名取市増田７丁目１番42号
破産者　株式会社みちのく堂
１　決定年月日　平成28年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係